

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第105号



「警察官を騙る詐欺」に注意！ その警察官は本物ですか？

十勝管内で警察官をかたる手口の特許詐欺被害や不審電話の相談が増加しています。SNSを併用して信用させる新たな手口も目立っており、帯広警察署は警戒を強めています。

■十勝管内の事例

●70代女性が、警視庁の警察官を名乗る男からの電話で「あなたの口座に不正に現金が振り込まれている」「捜査にはお金が必要。協力しなければ逮捕する」と言われて信じずまい、現金150万円をだまし取られた。

●50代女性の元に大阪府警の警察官を名乗る男から「家宅捜索をしたらあなた名義のキャッシュカードが出てきた。資金洗浄事件に加担しているのではないか」「調査するためにお金を振り込むように」などと指示する電話があった。

SNSのビデオ通話で、偽の警察手帳を見せられて本物の警察官だと信じ込んでしまい、指定された口座に現金150万円を振り込んだ。

■アドバイス

●警察官が現金を要求することはありません。

●警察官が非通知番号、国際電話番号、音声ガイダンスで連絡を取ることはありません。

●警察官がSNSを介して、警察手帳や令状を見せることはありません。

●警察官を名乗る者から電話があった場合は、「所属、担当部署、氏名、電話番号」を確認した後、電話を一度切り、最寄りの警察署や「警察相談ダイヤル#9110」に連絡しましょう。

ビデオ通話を使用し、偽の警察手帳を見せて信じ込ませるなど、SNSを巧みに使用した詐欺が近年増加しています。相手から提示される情報をすぐ信じるのではなく、一度落ち着いて考えましょう。

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、一人で悩まず、すぐに消費生活センターに相談してください。

相談事例紹介

クリーニングのトラブル

今月の相談

春先にコートをクリーニングに出し、ビニール袋に入れたままクローゼットにしまっておいた。先日、取り出した際にシミに気が付き、クリーニング店に伝えると、「お渡ししてから大分時間が経っているので補償できない」と言われた。

クリーニングによるトラブルが発生した際には「クリーニング事故賠償基準」を元に対応します。この基準によると、クリーニング後の衣類などを受け取った日から6カ月、または店がクリーニングを受け付けた日から1年を過ぎると賠償金の請求ができなくなります。この相談の場合、コートを受け取ってから6カ月を過ぎていたため、賠償の対象にはなりません。

クリーニングによるトラブルは、店側の責任だけではなく、衣類の製造工程や消費者の着方・取り扱い方の問題など原因がさまざまであるため特定が難しく、時間が経つと解決しにくくなります。トラブルを防ぐには、衣類を預ける時と受け取る時に、状態や処理方法などを必ず店側と一緒に確認しておくことが大切です。

【預ける時】

シミや汚れ、ほつれ、破れがないか双方で確認し、預り証を大切に保管しましょう。

【受け取る時】

クリーニング後はできるだけ早く受け取り、その場で状態を確認し、気づいたことがあればすぐに店に伝えましょう。

ビニール袋が原因でカビや変色、シミなどができる場合があるため、保管する際は外しましょう。



問 幕別町消費生活センター(☎55-5800)

地区	相談受付	場 所
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
幕別	火曜・木曜	役場1階相談室
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター
	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	

見守り 新鮮情報

「〇〇ペイで返金 します」と言われ たら詐欺を疑って



©Kurosaki Gen

ネットで腕時計を購入し、**前払い**で**個人名義の口座**に約2万円振り込んだ。その後「商品が欠品になった。返金するので担当者と**無料通話アプリ**でやり取りするように」とメールが来た。無料通話アプリで連絡するとすぐに「**〇〇ペイで返金する**」と言われ、指示された通りに**数字等**の**入力**を繰り返した。気づいた

ときには、約10万円**送金させられていた**。販売業者にメールをするが連絡もなく、無料通話アプリもすでにブロックされていた。どうしたらよいか。(60歳代)

ひとこと助言



見守るくん

- ネット通販で商品を購入したところ、販売業者から「欠品のため〇〇ペイ等のコード決済アプリで返金する」と言われ、返金手続きをしているうちに「返金」してもらはずが「送金」していたという相談が寄せられています。
- 販売業者から「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。相手方の指示に従ってははいけません。
- 販売業者の名称・所在地・電話番号が明確に記載されていない、商品価格が通常より安い、支払方法が銀行振込みや電子マネーに限定されている、返品・返金ルールが記載されていない等のサイトは詐欺サイトの恐れがあります。利用前によく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**や最寄りの警察等にご相談ください（消費者ホットライン188、警察相談専用電話「#9110」番）。